

平成29年度第1回岩手県消費生活審議会議事録

日 時 平成29年11月15日（水）

10:30～11:55

場 所 県民生活センター 大ホール

〔出席者〕

○委員（五十音順） 敬称略）

太田秀栄委員 佐藤智一委員 菅原情子委員 沼田聡委員 米田ハツエ委員
松平アイ子委員 村上一男委員 横藤崇子委員 吉田直美委員 渡瀬典子委員

○事務局（岩手県）

津軽石昭彦環境生活部長
田中耕平参事兼県民くらしの安全課総括課長
菊池光洋消費生活課長兼県民生活センター所長

1 開会

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから岩手県消費生活審議会を開催いたします。

まず、本日の委員の御出席は、委員総数16名の半数以上の出席となっておりますので、岩手県消費生活条例の第37条の規定によりまして、当審議会の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、県の情報公開制度の一環として、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、よろしく願いいたします。

2 あいさつ

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして岩手県環境生活部の津軽石部長から御挨拶を申し上げます。

○津軽石環境生活部長

おはようございます。ただいま紹介のありました県の環境生活部長の津軽石と申します。審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方には御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

また、今回は新しいメンバーでの初めての審議会ということで、新たに選任されました委員の方々につきましては、委員の就任を御承認いただきまして本当にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で本県の消費者施策の推進に格別の御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、最近の消費者行政をめぐる状況でございますけれども、高齢者などを対象といたしましたいわゆる悪質商法、あるいはネット、通信サービスに伴うトラブルに巻き込まれ

るといふケースが依然として後を絶たないという、そういう状況でございます。そういったことから、消費者トラブルの未然防止あるいは解決力の向上というのが一層求められてきているというところでございます。

また、民法の改正によりまして成人の年齢が18歳に引き下げられるというような審議が今後国会でもされるというようなことも聞いているところでございます。これによりまして、契約の主体として、今まで20歳以下の方については親権者等の承認が必要だったわけでございますけれども、自ら契約等ができるというようなことも法律的にはなってしまうということでありまして、若年者に対する消費者トラブルというのが今後懸念されるということでございます。そういった意味では、若年層に対する消費者教育というのが今後ますます必要になってくるというようなところでございます。

県といたしましては、教育委員会と連携いたしまして、学校教育を通じて、こういった消費者教育を推進するとともに、農業団体あるいは商工団体、労働団体と連携をいたしまして、研修会等において消費者教育を盛り込んでいただくというようなことを通して、あらゆる世代についての多面的な消費者教育というのを図ってまいりたいと考えているところでございます。

本日は、この審議会では平成28年度、昨年度の施策の評価と今後の方向性につきまして御説明申し上げまして、委員の皆様方からさまざまな観点から御審議をいただくということとしております。

委員の皆様におかれましては、県民の消費生活の向上と安定のため、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

会議に入ります前に、今年度第1回目の会議でありますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

次第の裏面の名簿に従いまして、本日御出席の委員の皆様を順に御紹介いたします。

太田秀栄委員でございます。

佐藤智一委員でございます。

佐藤委員は、村中ゆり子委員の後任として就任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、菅原情子委員でございます。

次に、沼田聡委員でございます。

次に、米田ハツエ委員でございます。

松平アイ子委員でございます。

村上一男委員でございます。

横藤崇子委員でございます。

吉田直美委員でございます。

吉田委員は公募委員ということで、小向瑞穂委員の後任として就任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、渡瀬典子委員でございます。

本日の御出席の委員は、以上10名です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

先ほど挨拶しましたが、津軽石環境生活部長です。

菊池県民生活センター所長です。

なお、私は、県民くらしの安全課で総括課長をやっております田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 岩手県消費者施策推進計画（H27～H31）の平成28年度評価等について

(2) 平成28年度消費生活相談の概要について

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

それでは、早速議事に入ります。

条例第36条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以後の議事進行については太田会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○太田会長

皆さん、おはようございます。御多忙のところ本審議会に御参集くださいましてありがとうございます。本日も審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の予定ですけれども、概ね12時頃の終了を目途に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それで、まず議事録署名人の指名ですが、審議会の運営規程第15条第2項によりまして、会長が指名することになっております。本日は、松平委員と菅原委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（1）、岩手県消費者施策推進計画について、平成28年度の評価を事務局から説明お願いいたします。

○菊池県民生活センター所長

県民生活センター所長の菊池でございます。改めましてよろしくお願いいたします。岩手県の消費者施策の推進計画の平成28年度評価等について御説明を申し上げます。失礼して、座って御説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料でございますけれども、資料1—1と右肩上に書いてあるもの、それと次のページ、資料の1—2というようなA4の横の資料になっております。事業評価一覧表と書いてあるものですが、これは具体的な取り組み内容について、いろいろ目標値を定めて、その達成度を示しているといった資料になります。そして、二、三枚後に資料の1—3という、これもまたA4の横の資料でございますけれども、参考指

標実績一覧表というものがございます。そして、最後、資料の1—4というA4の縦になりますけれども、岩手県消費者施策推進計画についてという表題を付していますけれども、この4つについてこれから御説明をさせていただきます。

それでは、資料の1—1を御覧いただきたいと思います。資料の1—1ですが、これは計画の中で目標値を定めて実施している事業というものが28事業ございます。詳細は、この後資料の1—2でお話し申し上げますけれども、その28の事業について各項目ごとに目標が達成できたのかどうかというのを一覧にした表でございます。

評価の基準ですが、上のところにA、B、Cとありますけれども、目標値を達成したものはAということで、概ね目標達成した事業、8割方達成しているものはBと、それ以外はCというようなことで、28の事業について評価したところ、下の合計という網かけの部分がございまして、目標達成したものが28のうち25事業あり、概ね目標達成したものが3事業というようなことになっております。

ここで一番右に参考指標の57とあるのですけれども、例えば消費生活相談の件数とか、何件の件数の相談を目標にするというのは余り数値目標としてはなじまないというようなものですが、やっぱり実績として押さえておく必要があるだろうというようなものを57、これは資料の1—3で見ますけれども、そういう指標になっております。

具体には、資料の1—2を御覧いただきたいと思います。これが先ほど申しました目標値を定めて実施している事業ということで、項目とか小項目ごとに、いわゆる目的ごとにその事業を設定しているのですけれども、左から6番目に番号と書いて、上から1番というところから始まって、4ページ目までいくと最後は28番になっていて、それらの事業ごとに目標値を定めて、それが達成できたかどうかというあたりを見ているものです。

それで、これは成果といいますか、活動指標というような位置づけになっているので、例えば何を何回やるとか、会議を何回やるとか、消費生活サポーターを何人確保するとか、要は事業のチェックリストということではないのですけれども、いわゆる活動目標というような形のものになっているものであります。

かいつまみながらちょっとお話ししていきますけれども、例えば番号の3番のところ、灯油の延べ調査回数とありますけれども、灯油の価格、生活との関連性が非常に強いというようなことで、生活に必要な価格情報を皆様に御提供しようということを目的に実施しているものであります。灯油価格の調査結果は新聞によく出ていますけれども、資源エネルギー庁が発表している県一本の数字というものが、県では独自に調査をして、県内4地域別に公表しているものがあります。ここで、目標値240回で実績値480回とあるのですけれども、目標値は冬の寒い冬期間、いわゆる10月から3月まで調査しようということで設定した回数でしたが、やはり夏場も通して必要ではないかということで、結果としては年間通してやっているというようなものであります。各地域別の価格等については、ホームページで公表はさせていただいているというような状況です。

次に、5番を見ていただきたいのですが、取組店舗割合とありますけれども、これは単位価格表示の推進についての取り組みの指標ということになります。要は単位価格、御存じの方がほとんどかと思いますが、物の販売価格に合わせて量当たり、例えば100グ

ラム当たりになると何円とか、10ミリリットル当たりだと何円とかというふうに分かりやすく表示をして、消費者の方が商品を選びやすくしようというような狙いがあるものであります。

県では全県、300平米以上の店舗、農協、生協は100平米以上の店舗を対象に37品目を調査しています。その店舗で1品目でも単位価格を表示しているというところがあると、その店舗は単位価格表示をしていますというような見方をしておりますけれども、県全体で見ますとその取組店舗の割合というのは61%で、目標値は63.8%ですが、これは計画策定する前の年の実績をベースにしているものです。したがって、6割方は何品目かは100グラム当たり幾らとか、10ミリリットル当たり幾らとか、そういう表示がしてあるお店だというような形になろうかと思えます。

参考までに、37品目全部申しませんが、一番高いのはお肉です。精肉が100%で、マグロが96%、サケが91%で、逆に低いのは、ティッシュペーパーとかトイレットペーパーというのが18%台と、今はなかなか単位表示というのはなされない商品なのかなと思いますけれども、ティッシュペーパーとかトイレットペーパーとかシャンプーというあたりはほとんどまず表示されていないような形です。目標値にちょっと達しませんでしたけれども、いずれこの調査を通じて消費者の利便に資すということから、なるべく単位価格表示をお願いしたいなというようなことを今後も続けていければと思っているものです。

次は、8番を見ていただきたいのですが、サポーター登録者数とありますけれども、平成28年度末で311人ということで、目標の300人を超えているということになりますけれども、御高齢の方など更新を登録されない方もいらっしゃいますので、今後とも新しいサポーターということで継続して募集を行っていきたいと思っております。

1つ上の7番を見ていただきたいのですが、サポーターの方にはいろいろ情報提供しております。年間目標6回に対して実績も6回情報提供させてもらっておりますけれども、「くらしのひろば」とか出前講座のチラシとか、いろいろな情報、啓発、そういったパンフ、チラシの類いをお送りさせていただいております。

期待するのは、サポーターさんがそういった資料を見て、例えば町内会の集まりとか、あるいは近所の方々と立ち話するとき、最近こういうトラブルがありそうだから気をつけたほうがいいよというような、できる限りでの普及啓発の広がりというものを期待しているものであります。

次は、9番ですけれども、小学生向けセミナーの開催回数とありますけれども、これは冬休みとか夏休みに子供と保護者の方に、ちょうどこの会場に来てもらって、セミナーを開催しているということで、夏、冬休みそれぞれ、夏は2回、冬は1回ですけれども、150人ぐらい来ていただいているというような状況です。

次のページを御覧いただいて、10番、11番のところですが、10番の高校生向け、これは先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、県教育委員会、岩手県金融広報委員会と日銀が事務局をやっているところがあるのですが、そこの共同で実施しているということになります。目標40校に対して50校やっているということなのですが、これは県内の高校が90くらいあり、そのうちの大体半分近くは1年間に何らかの形でお邪魔していると

というような形になっています。受講した学生の数は、事業の検証という右のところにありますけれども、5,092名ということで、5,100人にセミナーを開催したというようなことであります。日銀は全国に金融広報委員会を持っているものですから、そちら様のお話を伺いますと、このくらい高校生向けのセミナーをやっているのは多分ほかの県にはないとのことで、逆に何で高校でこういう金融セミナーができるのだろうかというお尋ねを受けたこともありましたけれども、うちの県ではいずれ教育委員会と私どもと金融広報委員会が共同しながらやってきているというようなことで、これは特徴的な取組です。

そして、11番は、高校ではなくて専門学校生向けで、分けていますけれども、2つの学校に対して行ったということでもあります。

次、12番に出前講座の実施回数とありますけれども、主として御年配の方々、老人クラブとか、あるいは自治会、社会福祉協議会、そういったところから高齢者を対象とした講座の申し込みがあります。28年度は、目標25回に対して22回ということでもございましたけれども、この22回やったもののうち14回、60%ぐらいは高齢者向けの講座で、テーマはお年寄りを狙う悪質商法と対処法とか、そのほか携帯電話とかインターネットのトラブルとかというような内容になっています。講座には内陸部の市町のほかに二戸市とか、久慈市とか、洋野町とか、沿岸部とか県北部など県全域からの申し込みがございます。もっとも市町村の消費生活の分野でもそれぞれの市町では開催しておりますけれども、県がやっているのはそういった状況であります。

番号1つ飛んで14番ですけれども、これは公立の小中学校を訪問して、直接学校の先生方と消費者教育に関する情報提供とか意見交換などを行っているというものです。御案内のとおり学習指導要領の改訂に合わせて順次、小学校、中学校、高校と、消費者教育が充実される方向で進んでいるようですけれども、なかなか先生方も具体的に何をどう教えたらいいのだろうかという部分とか、あるいは実際のトラブルの現状というのがなかなか分からないという部分もあり、県民生活センターで把握している資料等を持って学校を訪問しているものです。公立の小中学校510校ほどありますけれども、5年で一巡しようということで、年間100校ぐらい回らせていただいているものです。いずれ学校側からは、消費者教育は単に消費者トラブルの解決といった切り口だけではなくて、いろんな分野と関連づけて学べるのが分かったとか、消費者教育に関しては先生自身も習った経験がないので、いろんな情報が欲しいとか、いただいた情報は学校の中に掲示するというようなことで、特にも家庭科とか社会科の先生と連携を取りながら進めているものであります。

1つずつの事業が細かくて大変恐縮なのですけれども、次に16番からは、これまでどちらかというと普及啓発とか消費者教育という部分で、トラブルに巻き込まれないようにしようねという部分だったのですが、16番から23番までは大きく消費者被害の救済というような形になります。

まず、16番の相談解決割合ですけれども、これは相談を受けたものをどれだけ解決したかということなのですけれども、いわて県民計画のアクションプランにも指標としてある数字なのですが、28年度の実績で96.7%という実績になっています。これは、解決というのは助言で終わる場合もありますし、ほかの相談先を紹介する場合もありますし、契約の

解除とか難しいもの、多重債務という部分になってきますと、弁護士の先生にいろいろ相談、お願いしたりというようなことで解決としたものが97%弱あるということでもあります。

次に、3ページの17番から19番、これについては、日頃、生活相談を受けている生活相談員の資質向上を図っていこうということで、今も隣の部屋でスキルアップセミナーを開催していますけれども、年間10回程度実施しようということで開催しているというようなものであります。

次に、20番の高度消費生活弁護士無料相談の実施回数、24回とありますけれども、これは生活相談員だけでなかなか解決が難しい事案と、先ほど申したようなものについて弁護士の先生方からの助言を得て解決しようということで、このセンターを会場に月2回、年間24回実施しているものであります。24回で相談件数としては70件ほどでしたけれども、弁護士の先生の御協力の中で解決をしているというものであります。

22番、多重債務の弁護士無料相談とありますけれども、これは多重債務に特化した弁護士相談ということで、平成20年からやっている事業なのですけれども、県内、奥州市とか遠野市とか一関市とか、あるいは県民生活センターとか、県内8カ所で年間通して110回程度実施しているというものであります。

最後のページですけれども、一番下、28番、消費者110番とありますけれども、5月は消費者月間ということで、毎年開催しているものであります。やはり弁護士の先生方に御協力をいただいて、消費者110番ということでやっているもので、目標値、実績値ともに1回という回数でございますけれども、相談の件数としては、昨年度は21件、今年度は47件と、そのぐらいのボリュームの相談が寄せられているということで、項目数が多くて恐縮でしたけれども、目標値を定めている28の事業の取り組みはこのような感じでやっているということで御説明をさせていただきました。

次に、資料の1—3ということで、目標値は定めにくいけれども、取り組む必要がある事業ということで、取り組んだ結果を実績として見ていこうというものなのですけれども、例えば4ページを御覧いただきたいのですが、50番、51番のところですが、50番は県民生活センターで消費生活相談を受けた件数で、51番は市町村の相談窓口が受けた件数ということで、平成28年度には県のセンターは2,800件ぐらいで、市町村は合計すると7,000件ぐらい相談が寄せられているといったことでありますし、例えばちょっと戻って3ページですけれども、38番、各種セミナー参加者の合計人数とありますけれども、これは先ほど申しました高校生とか小学校の生徒を対象としたセミナーを開催し、その人数をここに参考ということで記載しているものなのですけれども、平成28年度は5,500人余りが参加していただいたということです。下の39番は、先ほど申しました出前講座、年間22件という件数でしたけれども、人数にすると約900人ということで、直接的な消費者教育としては大体六千四、五百人ぐらいを年間対象にいろいろ勉強会、講座、セミナー等をやっているという状況でございます。資料には25年度を基準年として、27年度、28年度の実績がありますので、後で御確認いただければと思います。

次に、議事の1の中で最後の資料となりますけれども、資料の1—4を御覧いただきたいと思います。岩手県消費者施策推進計画について記載してあるものなのですけれども、次の

ページをちょっとお願いしたいのですが、A4の横のものですけれども、これは今の計画を作ったときの概要版です。右下の枠内、新計画の進行管理・検証というところの2つ目の丸にこういうことが書いています。計画期間は5年間とするが、この計画は27年度からですので、ちょうど29年度、今年度が3年目になるのですけれども、3年目に事業及び指標の見直しを実施するというので、これが文章になって計画自体にも盛り込まれていますが、今29年度にどうしようかなということの対応について県の考えを、戻ってもらって1—4に整理してありますので、その考え方を御説明したいと思います。

まず一番上、計画の概要ですけれども、(2)、先ほど申しました計画の期間というのが27年度から31年度までの5年間です。この計画は、平成17年度から21年度の5年間が最初の計画で、その次が22年度から26年度で、今3回目なのですけれども、27年度から31年度ですが、これまでの計画の中で、3年目に、いわゆる中間年に見直しを行おうとしたのは、今の計画が初めてなのです。その理由はなぜかといいますと、今の計画、27年度からの計画期間なのですけれども、平成26年度の策定時において、国の消費者行政に係る施策の方向性とか地方への支援とか、そういったものがどうも平成29年度というのが一つの区切りとされたことから、その後の状況がはっきり分からない、懸念があったということで、このときには見直しが必要になるだろうということで、入念的に見直しするというような旨を計画に入れたということです。

次に、成果の検証というところなのですけれども、然らば今までこの計画にのっとなって事業をやってきてどうだったのかというのをちょっと振り返ってみますと、先ほどお話ししました計画に基づく対象事業、評価の事業というのが28あるのですけれども、目標達成が25事業で、B評価、ややというのが3事業ということで、概ね良好に推移してきていると考えているところです。

そしてまた、県の施策に関する県民意識調査というのがあるのですけれども、その中に消費者トラブルへの適切な相談や支援という項目があって、それについて重要度とか満足度という切り口、5点満点で点数をつけてもらうことになっているものがあるのですけれども、それで見ますと重要度は4.3、満足度は2.9ということで、この括弧が県の施策全部足した平均値ということで、その分野によっていろいろあるのですけれども、県平均並みで評価は推移してきていると思っております。

昨年、あるいは一昨年開催しました消費生活審議会の場合でも、個別の事業に係る意見とか、こういうのが大事ではないとか、いろいろ頂戴しておりますけれども、計画自体の見直しに関する御意見というものについては特段のものはなかったと思っております。

(2)の方向性のところですが、結果として国の計画でも施策の方向性等については基本的には継続の方向となっているということで、国の計画も27年度から31年度の期間ですけれども、特に見直しはしないということでした。

以上、現在の計画に基づく28の事業、代表される取り組みについては、県としては一定の事業評価が確認できると考えておりますし、国の施策等も基本的には継続というお考えでありますので、計画期間残り2年、平成30年度、31年度については、今の計画内容に基

づいて継続して比較をしながら事業実施を行っていきたいと考えているところでございますけれども、委員の皆様から何か特段御意見があれば頂戴したいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○太田会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○横藤委員

分かりやすい説明ありがとうございました。私からは、意見が1つと質問が2つあるのですけれども、資料1—2の一番上、試買テスト品目数のところなのですが、防水スプレーについて調査をしてくださっているのですけれども、私は県のホームページではなくて、自分がメールマガジンを登録しているところからリンクが張ってあったので拝見したのですけれども、具体的にどの製品がいいかという視点よりも、安全性とか使用上の注意に主眼が置いてあって、とてもいいテストだと思いました。もっと人の目に触れてほしいなと思いましたので、こういうことは皆さんにもうちょっと広報してほしいなと思っております。

それから、質問なのですけれども、資料1—3の2ページ目です。食品表示ウォッチャーによる食品表示点検店舗数及び違反店舗数としますというところ、26の違反店舗数のところが何か微妙に減っているようなのですが、なかなかこれがぐっと減らないのはなぜなのかなということをお聞きしたいということと、同じ綴りの4ページ目の48番のリサイクル率なのですが、これがどんな計算をしているのかということと、余りリサイクル率が上がっていないような感じなのですが、これはもうこれでこれ以上上がらないようなものなのかなということをお聞きしたいと思います。

○太田会長

ありがとうございました。では、事務局の方で御回答をお願いします。

○菊池県民生活センター所長

まず、意見に対するお話ですけれども、商品テストのあたりに関心を持っていただいて、すごくうれしい限りでございまして、かなり以前は、いろいろ潤沢にいろんな商品テストがありましたけれども、今は国民生活センターで中心にやっている中で、できる範囲で防水スプレーとか、その前は湯たんぽとか、いろいろ身近なものを選んでやらせていただいていた。今はホームページとかいろんな広報には載せておりますけれども、人の目につきやすくというあたりはちょっと工夫したいと思います。

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

食品表示の違反店舗数がなかなか減らない理由ということでございますけれども、ウォッチャーさんをお願いして、自分が買ったものの中から違反ではないかなということで報告してもらっているのですが、よくあるのは産直店舗での表示がどうしても産地が書いていないとか、そういう部分があったりするのが違反ということで出てくるのが多いという

状況で、その辺産直施設等に対しても食品表示の普及というか、仕方というのを徹底していきたいと考えております。

○菊池資源循環推進課主任主査

資源循環推進課です。資料1―3の4ページの48番、リサイクル率についてでありますけれども、こちらにつきまして市町村が回収しているごみのリサイクル率ということになっておりまして、例えばスーパーなどでペットボトルとかトレーとか回収しているケースがあると思いますが、そちらは含まれておりません。これは国の調査に基づいて統計しているデータでございますので、なかなかスーパーの店頭回収等のデータが反映されていませんので、もしかすると一般の方々、もう少しリサイクル率が高いのではないかとというような御意見、イメージを持たれているかもしれませんが、あくまでこれは市町村等が収集しているごみのリサイクル率ということでございます。

あと、こちらの18.5%という数値についてでございますが、平成27年度は17.4%で、少しこの年低かったのですけれども、大体岩手県のリサイクル率は19%弱ぐらいでずっと推移してきている格好でございます。全国平均が大体20%ちょっとですので、少し全国平均を下回っている状況ではございますので、今後とも3R、リサイクル等の普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○太田会長

ありがとうございました。横藤委員、よろしいですか。

○横藤委員

はい、ありがとうございました。

○太田会長

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○松平委員

評価の中でほとんどがAなのに、Bが少しあるわけなのですけれども、その中の一つに出前講座がBであったということでございますけれども、私も去年、28年度に出前講座をお願いいたしまして、みんなに聞いていただいたところ、その結果は大変よかったという評価をいただいて、ほっとしているところでございます。出前講座の事業も継続されるということですので、もう少しアピールして、皆さんに受けていただくと大変よいのではないかなと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。ちなみに、奥州市で行いました。

○太田会長

御意見と御感想ということですね。はい、ありがとうございました。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員

私自身がちょっと浦島太郎状態なので、最近の状況を教えていただければと思っている

のですが、主に3点あります。

1つは、消費者教育のところですが、学校教育の領域でやる部分、それから社会教育の領域でやる部分とあって、特に社会教育でやる部分の領域が少し難しいのかなと思っております。特に稼働年齢層に対する消費者教育というのが、なかなかやるチャンスが少ないという問題意識があるのですが、その辺の実態が今どうなっているのか。新しい消費者教育の法律に合わせて、ライフステージに応じた消費者教育をしっかりとやっていこうというふうな建て付けになっていると思うのですが、その稼働年齢層に対する消費者教育の実態は今どうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目なのですが、指標の結果を見ますと相談のところですが、あっせん解決率が非常に高いような印象ですが、これは全国と比較した場合、どんな状況なのかということなのですが、あっせん解決をしたというのをどういうふうに見ているのかということもあると思うのですが、例えば相談の電話があつて情報提供して、その場では解決したように思えるから解決したことになっているのか。それとも、情報提供して、それを実行した結果、ちゃんと解決したというところまでフォローアップしているのか。おそらく相談窓口によって相当対応にばらつきがあるのではないのかと思うのですが、そのあっせん解決したというのをどこの時点で、どういうふうの評価しているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目ですが、特商法の行政処分指導の件数、近年ゼロということなのですが、そもそも特商法案件が減っているのかなという感じもしているのですが、一方で相談統計を見ると特商法に係るような相談件数がかなりの数ある中で、処分は確かに難しいかなと、最近の状況であればそんなに出ないかなと思いますけれども、指導の方は結構頻繁にあつてもいいのではないかなという感じがしているのですが、その辺の特商法の処分、指導のニーズがそもそもないのか、それとも何か処分、指導しづらい事情があるものなのか、その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○太田会長

ありがとうございました。では、事務局の御回答をお願いします。

○菊池県民生活センター所長

質問ありがとうございました。まず1点目の消費者教育の対象ということだと思いますけれども、これまで就労者というか、仕事している人たちへの直接的なアプローチというのはありませんでした。テレビとか新聞とか、そういうものを通じた一般的な普及啓発とか、そういったものしかなかったのですが、やはり消費生活相談をしてこられる方々というのは、20代も30代も40代も50代も年代層に応じてやっぱりあるということで、冒頭部長挨拶でもお話ししましたが、来年度からちょっと考えようかなと思っていました。例えば出前講座をやって、こういうテーマでやるから社会人の人みんな来てねと言ってもなかなか来ないだろうということで、考え方のベースになっているのは団体との連携というか、コラボだろうと考えています。今ちょっと状況が変わっているかもしれませんが、例えば農業関係の大きな団体だと1回の研修に500人とか、それを2日間かけてや

る。その中には、例えば認知症高齢者の人をまちで見かけたときどうしようかというような講座も入って、丸一日やっていくという、そういうものの中に消費者教育の分野も入れて、ただ消費者教育といってもいろんな分野があるので、何のテーマがいいのかというのは、その団体と話をしながら設定していかなければならないと思いますけれども、そういう団体とのコラボの中で実際仕事している世代層に対する消費者教育というのを進めていきたいと思っているのが1点目のお話です。

2つ目のあっせんは、全国と比較してというのは分からないのですが、県民生活センターであっせんでカウントしているのは、業者に電話をかけたとか何かをして、それで一応解決に至ったというものをカウントしていたと思います。

3つ目の特商法の件数ですけれども、端的に言うとニーズがそんなに表面化していないと言ったらいいのか、認知していません。例えばここ3年見ても、東北6県の中でも青森県が去年、一昨年1件とか何件、行政処分というのはありますけれども、代表例というか、人口も多い宮城とかも含めてまずゼロ件で来ているという話と、消費者新聞でも、夏場ぐらいの発刊のものでしたけれども、何で特商法の行政処分が1件しかないのだみたいな話とかあって、確かにうちの県でも平成20年度には2業者に対して処分したというのがありましたけれども、それ以降はないのです。

さはさりなん、いろんな相談の中で、訪問販売とかで契約書がないというように、業者指導というか、何かしなければならぬものをある程度リストアップして、こちらからアプローチして話をしますけれども、基本的には指導の中で対応できていると思っていました。確かに法律とか、条例で、いろんな公表とか、御案内のとおりいろんな処分の権限はありますけれども、そこに至る前に対応できていると思います。ただ、あくどいのは県警との連携の中で対応しています。実際何かあれば、相談の内容によってはストレートに県警に話をしますし、ものによっては文書で詳細を書いて渡したりしています。県民生活センターにも県警のOBの方が不当取引の専門員ということでいて、日々ホットラインではないですけれども、県警とやりとりしながら進めているといった状況です。

○太田会長

ありがとうございました。吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員

指導のところだけちょっと確認だったのですが、日々電話で、もしかして特商法違反の可能性ありますよみたいなことは、この中にはカウントされていないと。相談を端緒にして、これは特商法違反の可能性が高いというのは、日々やっているのは入っていないということでしょうか。

○菊池県民生活センター所長

それは、入っていないです。

○吉田委員

そういうことすら、余り今はなされていないのでしょうか。

○菊池県民生活センター所長

相談の中であるのですけれども、改めて出かけていって指導してというものは、

実際指導に行けば、その回答を業者が持ってくるのですけれども。やりとりも二、三時間とそういう感じではありますけれども、この中には入っていないです。

○太田会長

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

○太田会長

そうしますと、事務局の説明にありましたけれども、29年度が見直し年ということですが、この消費者施策推進計画につきましては、現在の計画内容を継続して事業を実施していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○太田会長

では、そういうことで承認されたということといたします。

では、続きまして、議事の(2)、平成28年度消費生活相談の概要について事務局からお願いいたします。

○菊池県民生活センター所長

それでは、続きまして消費生活相談の概要について説明をさせていただきます。

消費生活サポーターになると、これもお送りしていると思いますので、サポーターの方は既に御承知かと思えますけれども、改めて若干説明をさせていただきます。

表紙の右下のところに歌舞伎役者がいるのですけれども、去年も話した記憶があるのですが、トラブル防止のための啓発キャラクターで、昨年作成した「まてのすけ」というものなのです。要は安易な契約に判こを押すとか、あるいはパソコンで安易に何かクリックをしてしまうというのにちょっと待ってねという意味で、ちょっと待ったという、それをかける意味で「まてのすけ」と命名をしたものです。去年は、岩手朝日でキャンペーンをさせていただきました、今年テレビ岩手で岩瀬アナウンサーと「まてのすけ」が一緒に出てきて、注意してねというCMをやっていますので、お見知りおきいただければと思います。

蛇足ですが、昨年委員会でCMをかけたのですけれども、何かちょっとくどいかなというのもあって、今回は割愛をさせていただきました。今回のテレビ岩手での特徴は、朝早かったり、夜遅かったり、いろんな時間帯にやっているの、統計はとっていませんが、結構反響がありました。ある時も大船渡の方がテレビで相談は県民生活センターとやっていたのだけれども、行っていいですかという話があって、見られているという感じがあって、多重債務の話題をやり始めたあたりには、随分今日は、多重債務の借金の相談多いよねということで、数字では押さえていませんけれども、そういう反響もありました。

めくっていただいて、2ページからお話をさせていただきたいと思います。まず、1の相談件数ですけれども、平成28年度は、岩手県と書いているのは県民生活センターで相談を受けた分で、市町村と書いているのは市町村の消費生活センターで受けたもので、合計で9,700件ほどでありました。27年度と比較してみますと738件、7%の減ということです。この資料には載せていないのですけれども、全国の相談件数も平成27年度は93万件、28年

度は88万件、やっぱり5%以上減少しているということです。各市町の消費生活センターを見ても20%とか3%とか減少しているということで、その理由について国の消費生活白書ではこんな記載があって、多分岩手県もそうだろうと思っているのですけれども、消費者行政とかいろんな主体による消費者への普及啓発とか情報提供とか、そういう取組の効果が徐々にあらわれてきているのではないかと、ちょっと手前みそ的な部分もありますけれども、そういうこともあります。

国では、高齢者における金融商品への投資に関する相談が減少したという、そういう側面があるというお話でした。うちの県では大きく減ったのは多重債務とか自己破産とか、あとはインターネットのアダルトサイトだとか、そういったあたりの件数が減っているというのがあります。

下の過去5年間の相談件数の推移ですけれども、大体27年度までは全県で1万件ちょっとぐらいで、そのうち7割ぐらいが市町村で、うち3割ぐらいが岩手県、県民生活センターということでしたが、28年度はちょっと減りましたけれども、割合は大体7対3ぐらいというような状況です。

資料をめくっていただきまして、上の表の右側に相談方法とありますけれども、合計では、電話が6,800件で来所が2,800件と、圧倒的に電話が多いのですけれども、特に岩手県、県民生活センターでは、電話が2,400件、来所が300件で、全県をカバーしているということもありますし、うちのセンターに相談にいらっしゃる方は、地元の市町村に行くのが分かれるので、ちょっと恥ずかしくて相談に行けないという方も県にはいらっしゃいますので、どうしても電話が多いのかなと思います。市町村の方は、やっぱり身近ということで、来所の件数もある程度あるということです。

次の(3)、男女別の相談件数の男女はそんなに差がないという状況ですし、年代別の相談件数は、一番多いのは70歳以上で全体の2割ぐらいです。続いて60代ですが、やっぱり30代、40代もある程度割合としてはあり、1,000件強あります。ただ、この70歳以上の割合は、人口の割合といいますか、岩手県の人口割合を見ると70歳以上の人の割合は22%ぐらいなので、大体その年齢に応じてあると思っていました。

ただ、国民生活センターの調査とかだと、消費者トラブルに遭ったのだけれども、県民生活センターとかそういう相談機関に相談しましたと、トラブルに遭って相談しましたという人の割合は3%から5%くらいだそうです。この数字は、10年ぐらいずっと変わらないということで、例えば3%だとすると、相談件数の33倍が実はトラブルに遭っていると思うと、かなり潜在的に相談できないでいる人もいらっしゃると思いますけれども、まず年代別の相談件数はこのような状況になっております。

次に、4ページですけれども、上に職業別件数とありますが、給与生活者が33%、無職の方が30%近くというあたりが多いという状況です。

(4)の市町村別の件数で見ますと、やっぱりある程度人口にも比例するのかなと思います。全県分ということで、合計9,700件のうち盛岡市が3,450件で、3分の1ぐらいを占めています。次いで奥州市が1,287件と多いです。この2つで大体全県の50%ぐらいを占めている状況になっております。

5ページに行っていたら、5ページの中段に網かけでちょっと字が潰れていますけれども、消費生活相談の内容とありますが、どういう相談内容が多いのかというのを、商品・サービス別という言い方があるのですが、それを見ますと6ページの中ほどに金融・保険サービス、運輸・通信サービスとありますけれども、これが多いです。一番多いのが運輸・通信と呼ばれるものなのですが、要はアダルトサイトの架空請求とか、光回線とか、いわゆるプロバイダーを替えたのだけれども、本当に安くなっていないのではないかという類いのものが大体4分の1ぐらいはこの分野だということで、あとは多重債務とか借金というのが13%ぐらいという感じになっております。

そして、次に8ページに行っていたら、商品・サービスではなくて内容別という言い方なのですが、それで見ますと一番多いのは、内容の一番下にある契約とか解除とか、これが6,400件で約4割です。販売方法が続いているという状況です。

以下、ここの(3)、年代別におけるというのは後で見ていただきたいのですが、総じて言えば、例えば20歳未満、次のページからいくと20代、30代、40代と70代以上までありますけれども、20歳未満から60代まではアダルトサイトとかデジタルコンテンツという、いわゆる放送とかコンテンツというのが相談件数としては一番多い状況になっています。ただ、10ページの上ですけれども、70歳以上になりますと還付金詐欺とか、行政をかたる不審な電話というのが多くなってきている状況になっています。

次の11ページからは、県のセンターで相談を受けた分ということで、幾つかの項目を挙げさせていただいておりますし、15ページ以降は具体的な相談事例と、固有名詞とかは入っていませんけれども、例えばこういうような内容の相談が来るのだということを例示的に挙げさせていただいております。あとは、後ほど御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○太田会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○渡瀬委員

それでは、1つはこちらの消費生活相談に直接関わる部分ですが、もう一つは先ほどちょっとお伺いしようかなと思って、こちらと関連するかなということでお伺いそびれたところになるのですが、まず、割とネットを介した消費生活相談という部分が多いところではあるのですが、昨今、仮想通貨といいますか、ビットコインですとか、そういった部分でちょっとグレーゾーンの問題というのがあるのではないかとということで、全国でもそういったことが話題になっていると思うのですが、岩手県でのいわゆる仮想通貨絡みのそういう相談案件というのは実際にあったのか。もし、あった場合には、どのような対応をとられたのかということをお伺いしたいと思いました。

もう一つなのですが、先ほどの県の施策の中で御報告のところ、かなり教育機関とも連携をして、積極的にいろんな取組をされているという報告があり、とても素晴らしいなと思って伺っておりました。その中で情報モラルと関連して、学校教育課やその他と連携

してというようなお話もありましたけれども、いわゆる予防として、あるいは自分が加害者にならないための情報モラル関連の教育といたしますか、消費者教育関連のことをどのような形で扱われたのかというところをお伺いしたいと思ひまして、後半は先ほどお伺いすればよかったのですが、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○太田会長

ありがとうございました。では、御回答お願ひします。

○菊池県民生活センター所長

ビットコインの関係ですけれども、ビットコインについては今年の春でしたか、資金決済法が改正になって、正式に金融庁に登録した業者が流通できる資金というふうになさられているということで承知していますけれども、具体的に相談がないことはないのですが、例えば、ビットコインというものがあるのだけれども、儲かるのだろうかとか、いわゆる利殖の対象として関心を持った方からの御相談が何件か、今年度になってからあったというようなところで、実際被害に遭ってというのは、今のところはないです。

ただ、今年の8月からでしたか、金融庁での登録が始まって、ビットコインを取り扱える業者登録は、今、日本で5社か6社くらいですが、なかなか難しい内容もあるので、騙されたということではないのですが、十分な理解がないままに手をつけて、結果的に損を被ってしまったという人が出てくるのかもしれないけれども、今のところはまだないです。ただ、国民生活センターの研修でも、いろいろ今ビットコインみたいな仮想通貨のことをテーマにしたものもありますので、今はそういう部分を相談員は勉強しているというような状況です。

次の情報モラルの関係ですけれども、これは子供たちがいろんな変な書き込みをしたりとか、情報について、すみません、もう一度御質問の内容をお願ひします。

○渡瀬委員

消費生活相談の内容の中で、割とデジタルコンテンツ絡みの問題というのがありましたので、それに関しての予防というのでしょうか、トラブルに遭わないための教育ですとか、あるいは自分が加害者にならないためにそういうことをしないようにといったような、被害者、加害者双方の立場での教育ということが内容の中にもあったのかということをお伺いしたいと思ひました。

○菊池県民生活センター所長

ありがとうございました。直接的にその辺をテーマにしての教育内容にはなっていないと思ひます。先ほど高校生向けの50校ほどで5,000人とかという話をしましたけれども、実際講師をされている方は、ファイナンシャルプランナーの資格を持った方々がアドバイザーとして日銀に登録されている方が中心になるので、どうしてもお金という部分が中心になります。ただ、県民生活センターでもいろんなネットは危険だよというようなチラシとか啓発資料もあるので、それを使って説明している人もいるのかもしれないけれども、直接的に意識してはやっていないです。

以前、岩手県のある大学校とか短期大学校では、学生の生活指導の一環で、警察署職員を呼んで、ネット犯罪に巻き込まれないためにとかやったりしているのはありましたけれ

ども、今、直接的にはやっていません。ただ、これから、スマホが日常茶飯事になってしまっている世の中ですし、何かその辺についてもどこかでメッセージとして出せる場面があるかどうか、考えてみたいと思います。

○津軽石環境生活部長

ちょっと補足させていただきますけれども、私どもの所管で、消費者行政を所管するところと青少年健全育成という観点での指導をやっているセクション、岩手県青少年健全育成会議というのがありまして、昨年、一昨年からスマホを中心にして、警察等と連携しながら、高校生とか大学生がSNS等によるトラブルに巻き込まれないような、そういった出前講座みたいなプログラムをやらせていただいております、その中で情報モラルというか、そういった部分での教育は若干させていただいているのかなと思います。

○太田会長

渡瀬委員、よろしいですか。

このほか質問、御意見。

どうぞ、沼田委員。

○沼田委員

沼田でございます。3点お聞きしたいと思います。

まずは、年代別相談件数というのが相談者の年代のようなのですが、その相談した中身のいわゆる当事者が本人ではないという場合に、そうなる実際の当事者の年代分布というのは変わるのではないかというふうに思います。自分の子供の消費トラブルの関係、あるいは自分の親のトラブルの相談となった場合は、全然年代分布が変わるのではないかなというのがあります。年代分布が変わると当然施策が変わってくると思うので、そこら辺は数値として押さえていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、7ページにその他の相談1,196件ということで、いわゆる消費トラブル以外の相談件数なのですが、去年より150件ぐらい減っているようなのですが、平成28年度はマイナンバーとかがあって、実は保険会社とか、いろんなところでマイナンバーを取得しなければいけないということで、委託業者を使ってマイナンバーを収集するといったときに、マイナンバー、この会社は大丈夫なのかとか、結構私たちのところに相談があったのです。大丈夫なところですよ、ちゃんと出してくださいねというふうな話をするのですが、マイナンバーについては結構問題視されて、消費者の方からもいろんな相談があったのではないかなと思うのですが、そういった部分については逆に減っているということであれば、県民生活センターにはマイナンバーに関わる相談は余りなかったのかなというふうに思ったのですが、実際はどうだったのかなというのが2点目。

それから、もう一つは、多重債務がやっぱり比率的に非常に高いという話だったと思いますが、現在、多重債務となったときに、銀行系のカードローンというのが非常に問題視されて、ちょっとそこを抑制しようかというような動きが見受けられるようですが、実際、岩手県の場合は、全国の状況と比べてどうなのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○太田会長

御回答をお願いします。

○菊池県民生活センター所長

ありがとうございました。まず、1点目について、例えば子供さんのことで親が相談したときに、どっちの年代でカウントするのかということでしたけれども、これは相談した人、親の年代でカウントします。ですから、例えば親御さんが、うちの息子が就職して保険に入ったのだけれども、随分高い保険に入ったようだが、どんなものかと親御さんが来たりする。そんなケースもありますけれども、いずれ相談してくれた方の年代でカウントしています。ただ、沼田委員がおっしゃったように余り乖離があると、見通しを考えていくときに何かいろいろ支障が出るのではないかというお話でしたけれども、統計はとっていないのですが、現実的にはそんなにないと思います。御夫婦でいらして、例えば先ほど来、申していたアダルトサイトのワンクリック詐欺で、何かボタンを押してしまったら登録になってしまったのですけれどもと奥さんが電話をかけてきていろいろ話をしてみると、やったのは旦那だという話とか、それでもかけてきた奥さんの年齢でカウントします。今お話した保険とかぐらいで、あとはほとんどないと思いますので、大きな差にはなっていないと今のところは思っております。

2つ目のマイナンバーですけれども、これが始まった何年か前は、県民生活センターにも相談が来るのではないかとということで、いろいろ制度を勉強したりとかしたこともありましたが、全くないとは言えませんが、ほとんどまずないかなと思っていました。県民生活センターは交通事故相談もあるので、うちは県民生活センターという名前になっていますけれども、基本的には消費生活センターだと思っている人がほとんどなので、マイナンバーと消費生活って余りリンクしないかなと思います。悪徳業者というの、実際にはないのかもしれませんが、いずれほとんどありません。

3番目の銀行系のカードローンについては、新聞でも随分取り上げられていますけれども、基本的にはカードローン、今年の春過ぎ、夏あたりくらいからちよつとずつ出てきたという感じです。まだこれが傾向としてどうなったとかということではないのですけれども、むしろ借金がいっぱいあって返せなくて困っているという相談がある中で、どのぐらい借金があるのと聞くと、7カ所も8カ所からもカードローン、1カ所から30万にしても結構な金額になるというようなものが出始めてきているということですが、例えば概要をまとめるときに、銀行系のカードローンの実態が今こんな感じですよというところまではまだ来ていないと思います。三菱UFJとかは始めたようすし、県内の銀行もいろいろ始めていると思いますけれども、そのような状況です。

○太田会長

弁護士会でも債務整理をやるわけですからけれども、統計はとっておりませんが、銀行系は非常に多いです。銀行系で破産に至るとか、そういうケースが非常に多いです。最終的には、銀行系には保証会社がついていますので、銀行はそこで代位弁済を受けて損はしないようにはなっているわけですからけれども、最初から銀行から借りるケースもありますし、あるいは途中でおまとめローンといって、それまでの消費者金融系のローンをまとめて銀行

が貸すというものもあります。しかも、この人に貸すかなというような多重債務の方にも貸すのですよね。だから、非常に弁護士会内でも問題になっております。

沼田委員、今のはよろしいですか。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○米田委員

民生委員の米田でございます。啓発用のチラシを年間何回かいただくのですが、とても使いいいというか、分かりいいというか、チラシをぜひ盛岡市の民生委員の皆さんに、3,450件もあるので、市町村別を見ると盛岡市が断トツに多いので、盛岡市は民生委員591人おりますが、私どもにいただけると訪問するときにチラシを持って高齢者に伺いたいと思うことが何度もありますので、もし可能であればそれをいただければいいのかなと思っ
ているところでございます。地域活動に使わせていただけるのであれば、それを使わせて
いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菊池県民生活センター所長

ありがとうございました。普及啓発物品を作ったり皆様にお届けして、非常にいいです
ねと言われるとすごくうれしくて、ありがとうございました。いろんなチラシの関係は、
特に「くらしのひろば」という年に2回発行しているものがあるのですがけれども、市町村
とか高校とか学校とか、サポーターの皆さんとか、社協とか、民生児童委員の協会とかに
全部で1万6,000部くらい一回に配布をさせていただいています。ただ、もうちょっと部数
があったほうがいいという感じですね。その辺検討して対応したいと思います。

○太田会長

御質問、御意見そのほかございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

5 その他

○太田会長

それでは、予定された議事は以上ですが、ほかに事務局からありますか。

はい、どうぞ。

○小山主任主査

事務局から2点ほどお知らせとお願いでございます。

まず1つ目なのですが、お手元に「消費者市民ネットとうほく」のリーフレット
と、チラシを配付させていただきました。この資料につきましては、本日は所用で御欠席
なのですが、当審議会の委員の岩手県消費者団体連絡協議会の磯田委員から、この
機会に皆様に御紹介してほしいというお話をいただきまして配付させていただいたもので
ございます。

ちょっと説明させていただきますが、「消費者市民ネットとうほく」につきましては、全
国で15番目、東北地区では初めて、本年4月に適格消費者団体という形で大臣の認定を受

けた団体でございまして、事業者による不当な契約方法ですとか不適切な表示などの差し止め請求を行えるという団体でございます。リーフレットに記載しておりますが、この団体の正会員としまして、岩手県の消費者団体連絡協議会や生活協同組合連合会が加盟していらっしゃる。団体の活動内容やその他の詳しい内容につきましては、大変恐縮なのですが、後ほど資料を御覧くださいますようよろしくお願いいたします。

2点目でございますけれども、アンケートの御協力をお願いでございます。同じくお手元にA4判縦なのですけれども、「あなたの幸福に関するアンケート」という題の用紙を配付してございます。

その趣旨につきまして簡単に御説明させていただきますが、同じA4横長の資料も併せて御覧いただければと思うのですけれども、県では平成21年度から平成30年度までを計画期間とします「いわて県民計画」を策定しまして取り組んでおります。現在、次の計画の策定に向けた検討を進めておりまして、先週、今月の8日ですけれども、知事から岩手県の総合計画審議会に対しまして基本的な方向について諮問したところでございます。次の計画の主な方向性の一つとしまして、「幸福」を重要なテーマとしまして、岩手県が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目して県の将来像を描いていくということにしております。横長の資料の下に書いている部分でございます。計画の策定に当たりましては、これまでと同様に幅広く県民の皆様や有識者の方々の御意見をいただくこととしておりました。その一環としまして、当審議会におきましてもアンケート等により御意見をいただくことにしたものですから、今回御協力をお願いする次第でございます。

お手元にお配りしましたアンケート用紙ですが、A4判の裏表の1枚紙でございます。御協力いただける場合につきましては、この会議の終了後に回答を御記入いただきまして、そのままお席に置いていただければと思います。私どもで後ほど回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○太田会長

ありがとうございました。今の点については、特によろしいですね。

では、事務局からはこれで以上ということですね。

委員の皆様からは、そのほか何かございますでしょうか。

沼田委員、どうぞ。

○沼田委員

先ほどの相談とは異なるのですけれども、県民生活センターは、消費生活相談を中心に対応するのだろうと思って、県民の皆様はそういう窓口という認識なのだろうというお話がちょっとあったと思うのですけれども、今後は、消費トラブルだけではなくて、いろんな相談ができる窓口という形で認識をするような格好でいかないと、消費者、県民がどこにどう相談していいか分からないといったときの拠り所になるべきなのではないかなと思うのです。それが消費の関係しか相談するところではないとなったときに、ではこの問題はどこに相談すればいいのといって、そこで止まってしまうというのは、本当に暮らしやすい岩手県にならないと思いますので、やっぱりここは消費生活だから、消費生活だけで

はなくて、暮らし全般の県民の皆さんの声を聞くよというような、そういう窓口にすることが県民の暮らしやすいところにつながっていくのではないかなと思いますので、ここは消費生活審議会ですから、消費生活の相談の場としてはこれでいいとして、まず県としてはやっぱりそういうふうな方向に持って行っていただければ県民としてはありがたいなというふうに思います。これは意見としてお話しさせていただきました。よろしく願いいたします。

○太田会長

ありがとうございました。では、これは御意見として承るということで。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声）

○太田会長

それでは、本日の議事は終了いたしまして、事務局にお返しします。

6 閉 会

○田中参事兼県民くらしの安全課総括課長

太田会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして、消費生活審議会を終了いたします。委員の皆様、御協力本当にありがとうございました。